

議案第 2 号

東郷町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

東郷町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

(運営に関する基準)

第3条 法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定による条例で定める基準は、府令の定める基準をもって、その基準とする。

(暴力団の排除)

第4条 乳児等通園支援事業者は、東郷町暴力団排除条例（平成24年東郷町条例第27号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案の概要

1 制定理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い必要があるからである。

2 制定内容

- (1) 運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定める基準とすること。（第3条関係）
- (2) 暴力団の排除について、規定すること。（第4条関係）
- (3) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行すること。